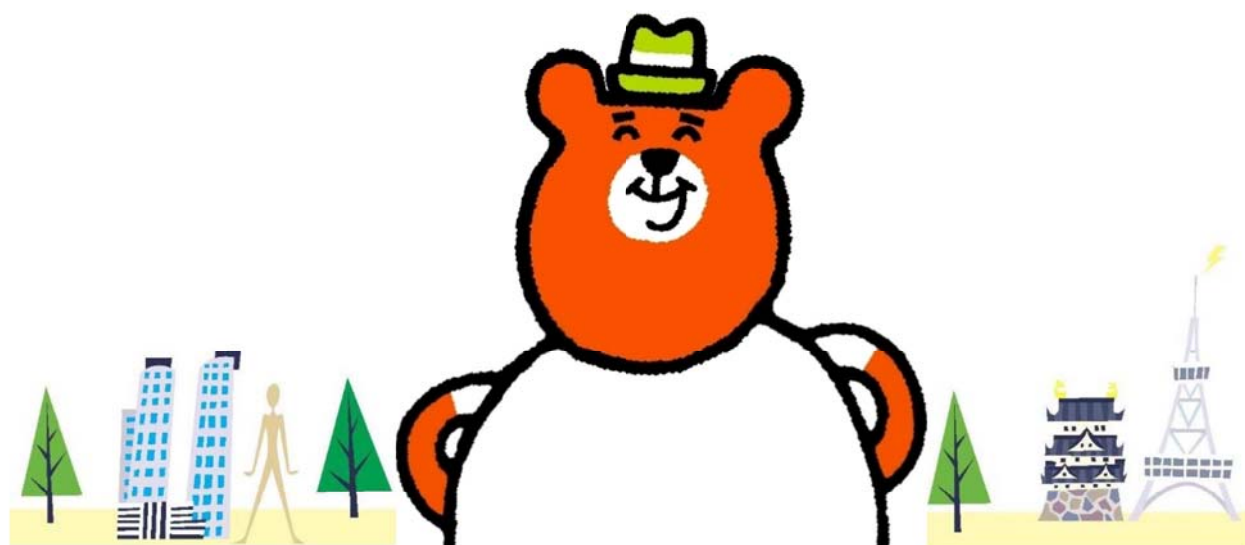


第2期名古屋市国民健康保険保健事業 実施計画（データヘルス計画）

〔平成30～35年度〕

第3期名古屋市国民健康保険特定健康 診査等実施計画

〔平成30～35年度〕



名 古 屋 市

目 次

第2期名古屋市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）

1 データヘルス計画の概要	1
1.1 背景	1
1.2 目的	2
1.3 データ活用によるPDCAサイクルの遂行	2
1.4 計画の位置づけ	3
1.5 計画の期間	4
2 名古屋市国民健康保険の特性	6
2.1 名古屋市の特性	6
2.2 第1期データヘルス計画の振り返り	7
3 データ分析の結果に基づく健康課題	13
3.1 被保険者の特性	13
3.2 医療費データの分析	14
3.3 疾病別医療費の状況	21
3.4 健診データの分析	31
3.5 被保険者への健康に関するアンケート結果	46
3.6 医療費及び健診等データ分析の結果	53
3.7 質的情報の分析の結果	55
4 データヘルス計画の取り組み	56
4.1 基本的な考え方	56
4.2 第2期データヘルス計画（平成30～35年度）	58
5 データヘルス計画の推進	68
5.1 計画の見直し	68
5.2 計画の公表・周知	68
5.3 個人情報の保護に関する事項	68
5.4 実施運営上の留意事項	68
5.5 地域包括ケアに係る取り組み及びその他の留意事項	69

第3期名古屋市国民健康保険特定健康診査等実施計画

1 特定健康診査等実施計画の概要	70
1.1 第2期特定健康診査等実施計画の振り返り	70
1.2 第3期特定健康診査等実施計画（平成30～35年度）	72

資料：疾病中分類 分類表	75
資料：被保険者への健康に関するアンケート結果	76

第2期名古屋市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）

1 データヘルス計画の概要

1.1 背景

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、医療保険者は、診療報酬明細書等（以下「レセプト」という。）の情報等のデータの分析や分析結果に基づき、加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」を作成・公表、事業実施、評価等をする必要があるとの方針が示されました。

平成26年3月31日に国民健康保険におけるデータヘルス計画の推進を目指し、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」の改正が行われました。保健事業に関する計画の策定や評価は従来の指針の中でも求められていましたが、この改正により国保保険者は、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るために、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った保健事業の実施計画（以下「データヘルス計画」という。）を策定し、実施及び評価を行うことが必要とされました。

近年、生活環境の変化や高齢化の進展に伴って、疾病に占める生活習慣病の割合が増えてきていることから、被保険者本人が自らの生活習慣の問題点を発見し、その特徴に応じて生活習慣の改善に継続的に取り組み、それを保険者が支援していくことが必要となっています。このような生活習慣の改善に向けた取り組みは、個々の被保険者の生涯にわたる生活の質の維持及び向上に大きく影響し、ひいては、医療費全体の適正化にも資するものとなります。また、特定健康診査の実施やレセプトの電子化の進展、国保データベース（KDB）システム等の整備により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤の整備が進んでいます。



こうした背景を踏まえ、名古屋市国民健康保険においても、健康・医療情報を分析し、健康課題を明確にしたうえでPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るために、「名古屋市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」（以下「第1期データヘルス計画」という）を平成27年12月に策定しました。

第1期データヘルス計画を振り返り、保有しているデータを活用しながら、健康づくりの周知・啓発から重症化予防まで継続的な保健事業を展開するデータヘルス計画の効果的推進に向け、「第2期名古屋市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」（以下「第2期データヘルス計画」という）を作成し、連続的に被保険者の健康維持増進を図ります。

1.2 目的

データヘルス計画は、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく国指針により、保険者等において策定が求められています。このため、名古屋市国民健康保険においてもデータヘルス計画を策定することとします。

保険者である本市が、被保険者に対して、健康意識の醸成を図り、PDCAサイクルに沿った効果的な保健事業の展開を通じて連続的に健康づくりを支援します。これにより、被保険者自らが生活習慣病の早期発見・早期治療の必要性を認識するとともに、個々の健康課題に応じた生活習慣の改善の方法を理解し、生活習慣病予防につながる健康づくりの取り組みを継続して実施できるようになることを目指します。

1.3 データ活用によるPDCAサイクルの遂行

データヘルス計画とは、健康及び医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための実施計画です。（図 1-1）

計画の策定に当たっては、特定健康診査の結果、レセプト等のデータを活用し分析を行い、データヘルス計画に基づく事業の評価においても健康及び医療情報を活用します。

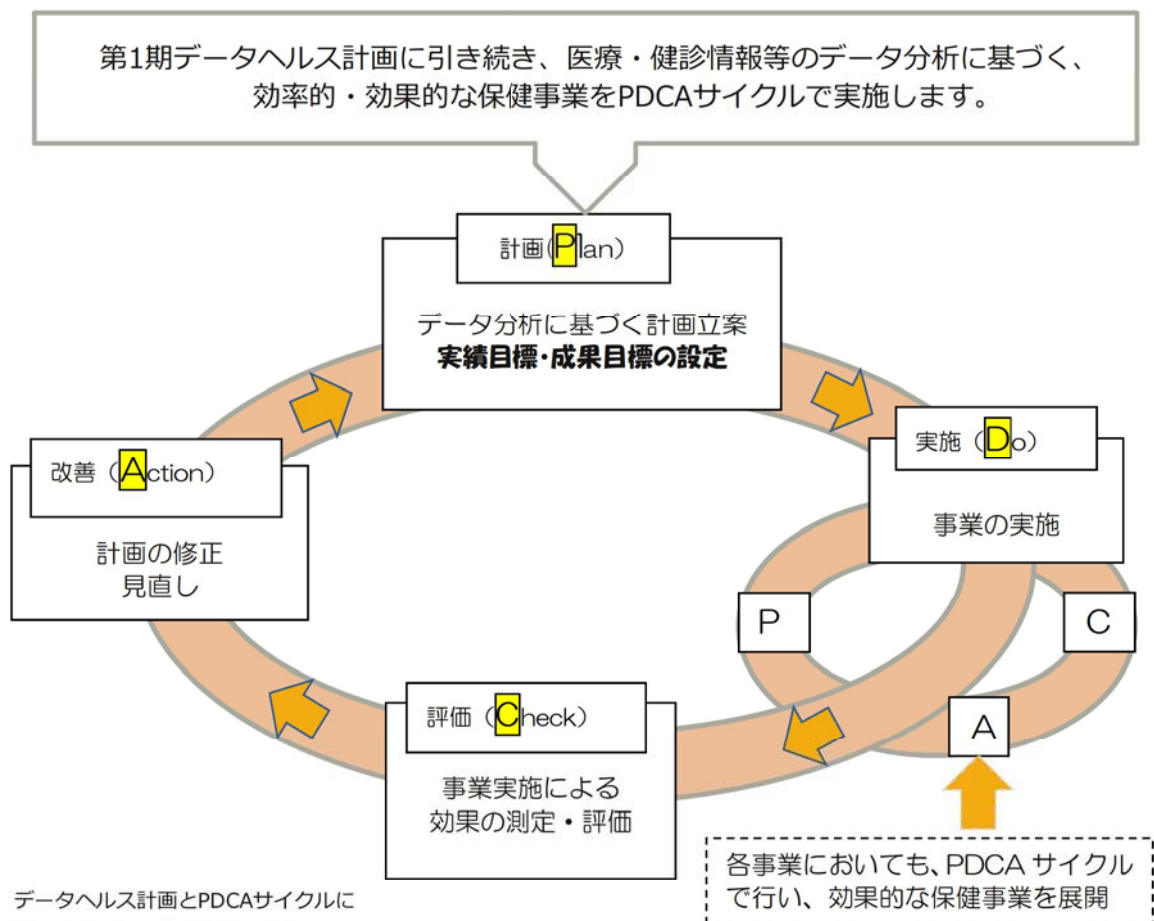


図 1-1 データヘルス計画とPDCAサイクルに沿った効果的な保健事業の展開

■ 1.4 計画の位置づけ

■ 1.4.1 他計画との関係

データヘルス計画は、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21（第2次））」に示された基本方針及び「名古屋市総合計画2018（計画期間：平成30年度まで）」を踏まえるとともに、「健康なごやプラン21（第2次）（計画期間：平成25～34年度）」との整合性を保ち、連携を図ります。（図 1-2）

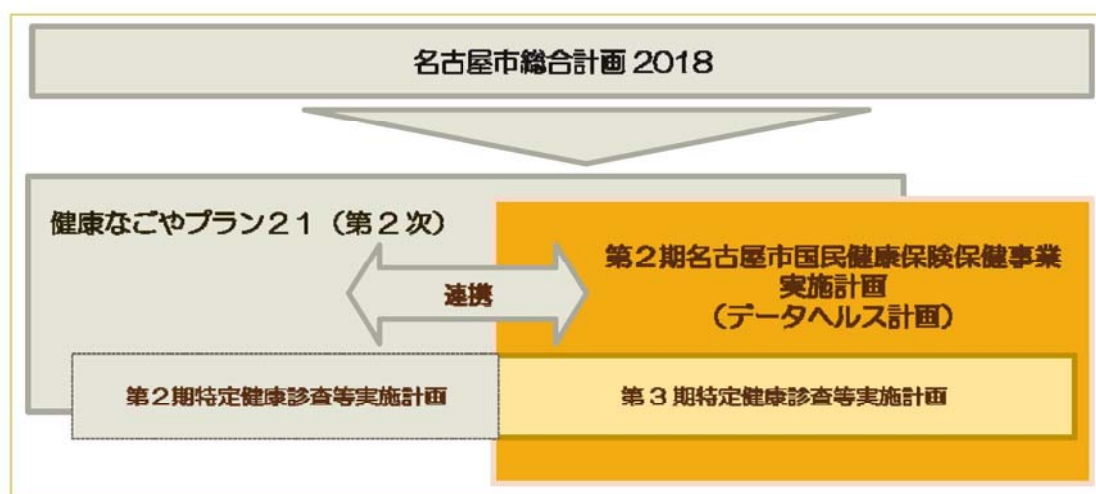


図 1-2 他計画との関係性

■ 1.4.2 第3期特定健康診査等実施計画との関係

第2期データヘルス計画は第3期特定健康診査等実施計画の内容と重なるため、両計画を一体的に策定します。平成29年9月「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第3版）」（案）に示す特定健康診査等実施計画に具体的に記載すべき事項の一部を第2期データヘルス計画内に記載します。

特定健康診査等実施計画に記載すべき事項

特定健康診査等実施計画作成の手引き（第3版）（案）（平成29年9月）より抜粋

特定健康診査等基本指針 ③実施計画に記載すべき事項

第3期特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項

- | | |
|--|----------------------|
| 一 達成しようとする目標 | 二 特定健康診査等の対象者数に関する事項 |
| 三 特定健康診査等の実施方法に関する事項 | 四 個人情報の保護に関する事項 |
| 五 特定健康診査等実施計画の公表及び周知に関する事項 | |
| 六 特定健康診査等実施計画の評価及び見直しに関する事項 | |
| 七 その他特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項 | |

1.5 計画の期間

第3期特定健康診査等実施計画の計画期間が、法改正により平成30～35年度の6年間とされたことから、第2期データヘルス計画の実施期間は、第3期特定健康診査等実施計画と合わせ、平成30～35年度までの6年間とします。（図 1-3）



図 1-3 計画期間

第3期特定健康診査等実施計画に記載すべき事項について第2期データヘルス計画に記載された箇所を以下に示します。第3期特定健康診査等実施計画を単体で公表することができるよう、章を分けております。

表 1-1 第3期特定健康診査等実施計画に記載すべき事項の第2期データヘルス計画に記載されている箇所

第3期特定健康診査等実施計画に記載すべき事項	第2期データヘルス計画の章立て（記載箇所）
一 達成しようとする目標	第3期名古屋市国民健康保険特定健康診査等実施計画 1.2第3期特定健康診査等実施計画（平成30～35年度）
二 特定健康診査等の対象者数に関する事項	同上
三 特定健康診査等の実施方法に関する事項	同上
四 個人情報の保護に関する事項	第2期名古屋市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画） 5.3個人情報の保護に関する事項
五 特定健康診査等実施計画の公表及び周知に関する事項	第2期名古屋市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画） 5.2計画の公表・周知
六 特定健康診査等実施計画の評価及び見直しに関する事項	第2期名古屋市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画） 5.1計画の見直し
七 その他特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項	第2期名古屋市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画） 5.4実施運営上の留意事項

■ 1.6 実施体制

データヘルス計画の推進においては、庁内関係部署の連携が不可欠であり、計画策定の段階から、関係部署が連携し、計画を策定していく必要があります。

健康部門や地域包括ケア部門などの外部有識者が参画する会議などを活用し、意見集約するとともに、保健事業の評価、見直しを行い効果的な保健事業の実施に努めます。

また、名古屋市国民健康保険の被保険者全体の健康増進を図るために国保、健康増進、地域包括ケアなどの部門において健康課題の解決にむけ、継続的に連携を図りデータヘルス計画を推進します。

2 名古屋市国民健康保険の特性

2.1 名古屋市の特性

2.1.1 基本情報

名古屋市の 特性

- 男性、女性ともに人口構成の割合が高い年齢階級は 45～49 歳、40～44 歳、65～69 歳の順である。
- 高齢化率は 24.2%、健康寿命は男性 70.88 歳、女性 74.24 歳である。死亡率（人口千人対）は 9.3‰である。

▶ 人口構成

平成29年4月1日現在の人口は、2,303,070人です。

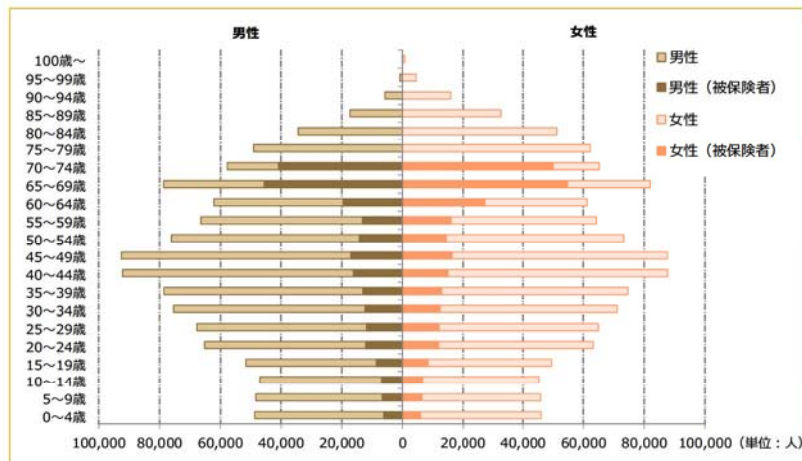


図 2-1 性別・年齢階層別人口構成（平成29年4月1日現在） ※名古屋市統計データ¹

▶ 高齢化率²、健康寿命³、死亡率⁴

表 2-1 名古屋市、愛知県、国の高齢化率（平成27年）、健康寿命（平成25年）、死亡率（平成27年）

		名古屋市	愛知県	国
高齢化率（%）		24.2	23.8	26.6
健康寿命（歳）	男性	70.88	71.65	71.19
	女性	74.24	74.65	74.21
死亡率（人口千人対）（‰）		9.3	8.7	10.3

※高齢化率、死亡率…KDBデータ⁵

¹名古屋市統計データ：名古屋市独自の統計データ

²高齢化率：（65歳以上の人口）／（全人口）

³健康寿命：『健康なこやプラン21』で主指標としている「日常生活に制限のない期間の平均」で、平成25年度の国民生活基礎調査データを元に算定

⁴死亡率（人口千人対）：（死亡数）／（全人口）×1,000

⁵KDBデータ：国保データベース（KDB）システムから出力したデータ

2.2 第1期データヘルス計画の振り返り

2.2.1 現状実績・成果目標

第1期データヘルス計画の現状実績及び成果目標を表 2-2に示します。

表 2-2 第1期データヘルス計画の現状実績・成果目標

第1期データヘルス計画の現状実績・成果目標

事業	平成 26 年度 実績	平成 28 年度 実績	成果目標 (平成 29 年度)
計画期間		第 1 期データヘルス計画（平成 27～29 年度）	
健康ポイント事業			
健康意識の維持・向上	未実施	試行実施	事業参加によって被保険者の健康意識が維持・向上
重症化予防事業			
糖尿病治療継続者の割合の増加	57.3%	58.5%	61.8%
血糖コントロール不良者の割合の減少	服薬中 0.52% 服薬無 0.37%	服薬中 0.52% 服薬無 0.37%	服薬中 0.48% 服薬無 0.34%
特定健康診査			
長期（3年間）未受診率の減少	59.8%	58.6%	56.8%
糖尿病有病者の割合の減少	7.8%	8.0%	7.4%
特定保健指導			
メタボリックシンドローム予備群・該当者の割合の減少	28.1%	28.5%	25.8%
健康情報の提供等			
後発医薬品普及率の増加	52.7%	64.3%	70.0%
市営温水プール回数券購入助成の認知度の向上	10.8% (H27 実績)	—	20.0%

■ 2.2.2 第1期データヘルス計画の個別事業の実施結果と課題

第1期データヘルス計画の個別事業の実施結果と課題を表 2-3に示します。

表 2-3 第1期データヘルス計画にて実施した事業の目的・概要、第1期計画における事業内容等

1 健康ポイント事業

項目	内容・状況
目的・概要	平成 27 年 5 月に成立した「医療保険制度改革関連法」の「予防・健康づくりの促進」で示された、個人に対する予防・健康づくりのインセンティブ付与策として、国が策定するガイドラインに基づき、保険者が健康ポイントの付与等の支援を実施 【主な目的】 ■ 被保険者の健康意識の向上 ■ 特定健康診査実施率の向上 ■ 若年層からの健康づくりのきっかけ
事業内容 (第1期計画)	対象年齢やポイント対象となる取組み、特典等、実施内容を検討し、試行実施。（国民健康保険加入者に対し、若年層からの健康意識の向上を図るため、被保険者の健康づくりに対する、日々の自主的な取組み、特定健康診査の受診等に対してポイントを付与し、取組み期間中にポイントを一定以上獲得した方に特典をプレゼントする事業を実施。）
取組状況 (27・28年度)	<u>28 年度</u> 国民健康保険に加入している 20 歳以上の被保険者を対象に①スマートフォンのアプリによる参加と②提供する活動量計による参加の 2 つの方法で約 10 週間のチャレンジを試行実施

- 課題
- 若年層の参加者が少ない。
 - 参加者が目標を下回った要因として、広報が不十分。
 - インセンティブ付与が特定健康診査の受診に繋がっているのか、参加者の動向の検証が必要

2 重症化予防事業

項目	内容・状況
目的・概要	糖尿病性腎症を含む慢性腎臓病(CKD)の重症化予防該当者に対し、専門職が訪問、電話及び手紙により、医療機関での治療勧奨、生活習慣改善の保健指導、特定健診等の受診勧奨、かかりつけ医との連携等を図る。 【主な目的】 ■ 生活習慣の改善 ■ 未治療者への受診勧奨 ■ 治療者の治療継続と生活改善
事業内容 (第1期計画)	国の『糖尿病性腎症重症化予防事業プログラム』の内容を参考に、CKD 対策に該当する未治療者に加え、治療中で保健指導が必要な方も対象とし、糖尿病性腎症等重症化予防事業を実施。治療中の対象者については、市医師会の協力を得て、協力医療機関と連携を図る。
取組状況 (27・28年度)	<u>27 年度</u> ・未治療者の訪問指導実施：33 人
	<u>28 年度</u> ・未治療者の 74 人参加同意 ・未治療者 74 人のうち、初回面談 55 人、最終面談 50 人、初回面談のうち、39 人が治療に繋がった ・治療中の方について協力医療機関と連携し、8 人の訪問指導を実施

- 課題
- 事業案内から初回面談までの実施方法を改善し、初回面談者の増加に努める。
 - 病期に応じた受診勧奨や生活習慣改善の保健指導を実施する。
 - 医師会との連携強化を図るとともに、協力医療機関の拡充とかかりつけ医と糖尿病等専門医との連携の構築が必要

3 特定健康診査

項目	内容・状況
目的・概要	生活習慣病を予防し、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム、以下「メタボ」という。）の予備群及び該当者を減少させることを目的とした特定健康診査を実施。また、受診者増加のため、受診機会の増加等未受診者対策を実施 【主な目的】 ■ 生活習慣病の予防と早期発見 ■ 健康意識の向上 ■ 生活習慣の改善
事業内容 (第1期計画)	受診者を増やすため、未受診者対策として、以下を実施 ■ 定点年齢での受診 健診項目について、定点年齢（40、45、50、55、60、65、70歳）の人には、心電図検査、貧血検査を無料で追加 ■ 集団健診での受診 区役所等公共施設で休日健診、大型商業施設での平日・休日の集団健診、及び結果説明会を実施 ■ 電話等による受診勧奨 特定健康診査未受診者に電話勧奨を実施。また電話がつかない場合は、個別勧奨はがきを送付 ■ 他健診結果の提出 特定健康診査の受診券を使用しない人間ドック等の健診結果を特定健康診査の結果として受領
取組状況 (27・28年度)	・40 歳代未受診者、定点年齢未受診者に対し、電話による勧奨を実施 27 年度：70,877 人 28 年度：65,751 人 ・集団休日健診の利用が少ない地域の受診対象者、75 歳到達者に対し、個別勧奨はがき送付による勧奨を実施 27 年度：49,365 人 28 年度：90,915 人 ・休日健診及び大型商業施設での集団健診を実施 27 年度：1,686 人 28 年度：1,576 人 ・定点年齢対象者受診率 27 年度：30.1% 28 年度：29.8%

- 課題
- 特定健診の受診により、生活習慣病の発症・重症化予防を図るため、受診者の増加に努める。
 - 受診率の低い40 歳代、50 歳代の就業世代に対し、受診しやすい環境を整備し、受診者を増やす。
 - 特定健診受診者が自らの健診結果を理解し、生活習慣の改善に繋げていくことが必要

4 特定保健指導

項目	内容・状況
目的・概要	特定健康診査の結果から、生活習慣の改善が必要と判断される被保険者に対して、保健師や管理栄養士等が特定保健指導を実施。また、特定保健指導利用者増加のため、特定保健指導の周知等未利用者対策を実施 【主な目的】 ■ メタボ予備群・該当者の減少 ■ 生活習慣病発症予防 ■ 生活習慣の改善と健康づくりのきっかけづくり
事業内容 (第1期計画)	利用者を増やすため、未利用受診者対策として、以下を実施 ■ 料理教室等の活用 動機づけ支援該当者向けに食生活の改善に効果的な料理教室、日常に取り入れやすい運動教室を実施し、同時に特定保健指導初回支援を実施 ■ 電話による利用勧奨 特定保健指導の案内送付後に電話勧奨を実施 ■ 休日保健指導の実施
取組状況 (27・28年度)	・運動教室、料理教室の参加による初回面談を実施 27 年度：62 人 28 年度：136 人 ・休日保健指導の実施 27 年度：34 人 28 年度：87 人 ・電話による勧奨を実施 27 年度：6,944 人 28 年度：6,426 人 ・特定保健指導利用率 27 年度：6.3% 28 年度：7.6%

- 課題
- 特定保健指導の利用により、生活習慣改善に繋げる。
 - 特定健診受診者、特定健診実施機関に対し特定保健指導の周知の強化を図る。
 - 特定健診受診者を円滑に特定保健指導に繋げていくことが必要

5 健康情報の提供等

項目	内容・状況
目的・概要	■ 後発医薬品の普及啓発 被保険者に後発医薬品（ジェネリック医薬品）という選択肢があることのお知らせと、後発医薬品に切り替えた際の自己負担軽減額を通知する普及啓発を実施 ■ 市営温水プール回数券購入助成（ヘルスアップ助成事業） 健康の保持・増進を目的とし、市営温水プールの利用料の一部助成を実施 ■ その他 ・保養施設利用助成事業 ・健康講演会の開催 ・国保だよりの配布 ・医療費通知
事業内容 (第1期計画)	■ 後発医薬品の普及啓発 差額通知について、送付回数や対象者等の拡大を検討 ■ 市営温水プール回数券購入助成（ヘルスアップ助成事業） 利用拡大に向け、期間拡大や個別勧奨について検討。特定保健指導や健康ポイント事業との連携を検討 ■ その他 ・保養施設利用助成事業については、特定保健指導や健康ポイント事業との連携を検討 ・国保だよりについては、他の保健事業の効果を高めるような広報内容とする。 ・医療費通知等を活用して、治療中の人向けの特定健康診査受診勧奨を実施
取組状況 (27・28年度)	■ 後発医薬品の普及啓発 差額通知送付回数 27年度：3回 28年度：6回 ■ 市営温水プール回数券購入助成（ヘルスアップ助成事業） 市営温水プールの回数券購入費用を助成 27年度（延人数）：919人 28年度（延人数）：894人 ■ その他 ・健康づくりや糖尿病予防に関する健康講演会の開催 ・健康管理や保健事業を広報する「国保だより」の配布 ・医療費通知を活用した、各保健事業の周知を実施

- 課題
- 後発医薬品の普及啓発
国が示す普及率の目標（平成29年度までに70%以上）を達成していない。
 - 保健事業相互の整合性を図り、より利用しやすい環境づくりの検討が必要